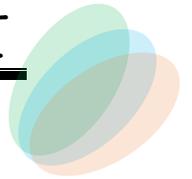


# 第1章 水道ビジョンの策定にあたって

---



## 1.1 策定の趣旨

本市では、厚生労働省が、平成16年に今後の水道に関する重点的な政策課題とその課題に対処するための具体的な施策等を包括的に明示した「水道ビジョン」を公表したことを受け、計画的な事業運営を行うための指針となる「守山市水道ビジョン」（以下「現行水道ビジョン」という。）を平成24年3月に策定しました。

現行水道ビジョンは、平成24年度から平成33年度（令和3年度）までを計画期間として策定し、10年が経過する中、水道事業は新規拡張から維持管理へと事業内容が変化しており、施設や管路の耐震化、老朽化に伴う大量更新等、水道事業を取り巻く環境が大きく変化しています。

また、厚生労働省が平成25年に策定した「新水道ビジョン」の中で、「安全」、「強靱」、「持続」の新たな理想像を示し、平成30年度には改正水道法が施行され、関係者の責務の明確化、水道事業の基盤強化及び広域連携の推進、適切な資産管理の推進、官民連携の推進、指定給水装置工事事業者制度の改善が定められることとなりました。

そうした中、安全・安心かつ安定的な給水を継続するために、水道事業の現状と将来見通しを分析・評価した上で目指すべき将来像を描き、その実現に向けて今後10年間に取り組むべき事業の方針を示すものとして見直しを行い「第2次守山市水道ビジョン」（以下「本水道ビジョン」という。）を策定します。

## 1.2 位置づけ

本水道ビジョンは、厚生労働省の「新水道ビジョン」や総務省の「『経営戦略』の策定推進について」、および滋賀県水道ビジョン（以下「県水道ビジョン」という。）の目標、施策等との整合を図り、第5次守山市総合計画を上位計画とします。

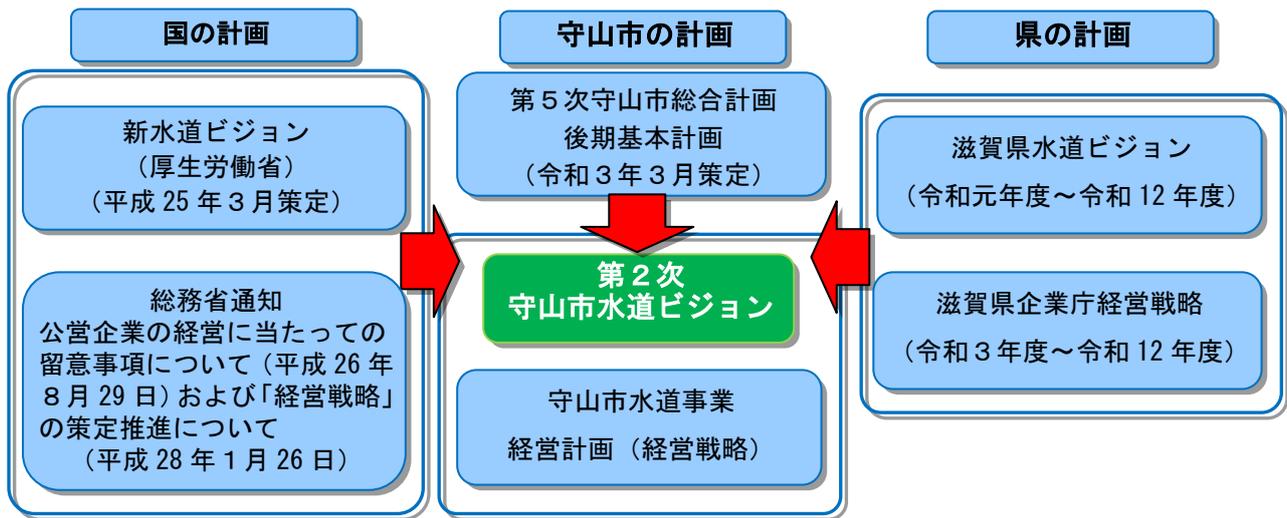


図 1.2-1 水道ビジョンの位置づけ

## 1.3 計画期間

平成23年度に策定した現行水道ビジョンの計画期間が平成24年度から令和3年度までの10年間としていることを踏まえ、本水道ビジョンの計画期間は、令和4年度から令和13年度までの10年間とします。

表 1.3-1 各種計画期間

H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
守山市水道ビジョン										第2次守山市水道ビジョン									
守山市水道事業 経営計画										守山市水道事業 経営計画（経営戦略）									
										滋賀県水道ビジョン									
										滋賀県企業庁経営戦略									